明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○医師法施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働三八）　一
○ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業一三）　四
〔告　示〕
○熱量及び燃焼性の測定を要しない水素ガスの要件等を定める告示（経済産業二四）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　九
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
司法書士名簿登録等、特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一四
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　一四
会社その他
会社決算公告　一四

省令

○厚生労働省令第三十八号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）を実施するため、医師法施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十一日

厚生労働大臣　武見　敬三